

NO	分類	質問	回答
1	申請について	事業の流れとスケジュールを知りたい。	<p>以下の流れで行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応募書類（事業計画等）の作成 2 指定の申請フォームより提出（募集期間 9/29～10/20） 3 有識者の審査を実施し、11月中旬を目安に採択結果を通知致します。 4 採択となった事業者様には、交付申請書を提出していただきます。（提出期間については別途ご案内させていただきます） 5 事務局から、12月上旬を目安に交付決定通知を発行致します。 6 通知を受けた事業者様は、事業計画に沿って事業を実施していただきます。 7 令和5年2月28日までに、補助事業を完了し、3月1日までに、実績報告等を提出いただき、事務局において審査を行います。 8 令和5年3月中旬を目安に、補助金額を確定し、その後、事務局より速やかに補助金の支払いを行います。 <p>※上記の日程は、現時点での予定（目安）であり、実際のスケジュールは変更される可能性がありますので、ご注意ください。</p>
2	申請について	申請事業者の対象の詳細を知りたい。	<p>米を利用した新たな商品開発等の取組を行う意思及び具体的な計画並びに当該取組的確に実施することができる能力を有する事業者であり、実施要領3の要件（事業の管理体制等）を満たせば、対象となります。</p>
3	採択・交付決定について	採択と交付決定はどう違うのか。	<p>採択通知は、提出された応募書類の審査の結果、補助金交付候補者として決定したことをお知らせするものであり、その際に提出のあった事業計画書に基づき割当金額の内示を行うものです。</p> <p>このため、採択通知の段階では応募書類に記載した経費について補助金の交付が確約されたものではありません。</p> <p>補助金の交付対象として認められることになるのは交付決定時であるため、交付申請書に対する審査・承認をもって正式に補助金の交付決定がなされます。</p> <p>交付申請書の審査の結果、補助対象経費と認められない場合もございますので、ご留意願います。</p> <p>なお、実際に事業者様へ支払われる金額は、実績報告書の審査を行い、額の確定をもって最終決定されます。実施要領に定められているとおり、証拠書類等によって本事業に要したことが明確に区分できない経費に対して、補助金を支払うことはできません。</p>
4	採択・交付決定について	交付申請時に提出する経費は税込みか税抜か。	<p>原則、除税額で申請していただきます。</p>
5	補助対象経費について	補助対象となる経費の費目は何か。	<p>会場借料、会場設営費、通信運搬費、借上費、印刷製本費、広告・宣伝費、資材購入費、原材料費、消耗品費、旅費、謝金、賞金、委託費、役務費、備品費、手数料などの雑役務費</p> <p>※各費目の詳細は実施要領を参照</p>
6	補助対象経費について	人件費は補助対象経費か。	<p>人件費については対象外となり、既存従業員への給与は認められません。</p> <p>なお、本事業を実施するために新たに発生する業務を目的として、事業者様が新たな雇用契約に基づき雇用した者や派遣会社から派遣された者等に対して支払う実働に応じた対価等は、「賃金」として補助対象になります。その場合は、雇用通知書等により本事業のために雇用し、または従事したことを明らかにする必要があります。</p>
7	事業内容について	補助対象となる商品とは何か。	<p>令和4年9月29日（木）に発表した「お米メニューアイデアグランプリ」（以下「グランプリ」という。）の受賞作品（延べ25作品）のいずれかを選択いただき、商品化するもので、事業実施者がこれまで製造・販売をしていない新規性のあるメニュー（既存商品の原料米の切り替え、パッケージの変更や商品の形状の変更等のみを行うものを除く。）としております。</p> <p>また、グランプリにおける受賞作品（延べ25作品）については、グランプリエントリーサイト（https://pr.gnavi.co.jp/promo/komenu-gp2022/）からご確認ください。</p> <p>※グランプリ受賞作品以外の商品可は対象外（申請不可）となりますのでご注意ください。</p>
8	事業内容について	商品化するアイデアは、サイトに掲載されているものと全く同じものとして開発しなければならないのか。	<p>グランプリで受賞したアイデア（延べ25作品）を商品化するにあたり、材料や工程等事業実施者によるアレンジ等は行っていただいて構いません。</p>
9	原料について	原料は主食用米である必要はありますか。	<p>本事業の対象となる新商品の原料として使用する米が主食用米である必要はありません。</p> <p>なお、本事業は、主食用米の需給ギャップの縮小を目的としていますが、主食用米以外の米であっても、その需要が拡大すれば、結果として、主食用米の需給ギャップの縮小に貢献すると考えています。</p>

10	事業内容について	事業期間内に商品の販売まで行わなければならないのか。	事業実施期間内での商品の正式販売は必須としておりません。次年度以降、確実に販売していくための新商品の開発等であれば対象となります。具体的な販売の方針は、事業計画にご記載下さい。
11	事業内容について	新商品開発を行うために、既存の機械の改良を行ってもよいか。	単なる更新整備を行う場合は補助対象外となりますが、本事業の実施のために必要な機器の改良を行うための経費は補助の対象となります。
12	精算について	事業を実施した結果、当初の金額を下回ってしまった場合どうなるのか。	事業実施の結果として、交付決定をした金額より実際の金額が下回ってしまった場合については、最終的な実績報告にて申請のあった金額について、事務局において審査・確定した上で、補助金を交付致します。 また、補助金額の下限を下回った場合についても同様となります。 なお、実際の金額が交付決定した金額を3割を超えて下回る場合、事業計画の変更が必要になります。
13	精算について	精算時には、どのような書類を用意すればよいか。	実績報告時における金額を証明する書類一式（証憑）について、支払い先ごとに証憑を整理してご提出いただくことになります。 原則として、下記の書類をご準備ください。なお、準備できない書類がある場合は、代わるものをご準備いただくか、事務局へご相談ください。 (用意すべき証憑の例) ・仕様書 ・見積書 ・発注書 ・契約書 ・納品書 ・検収書 ・請求書 ・領収書（または振込伝票）